

お問合せ先 掛川電気工業協同組合

〒436-0027 掛川市久保2丁目22-14

Tel.0537-22-5815 Fax.0537-24-8569

退職金共済制度へ加入のおすすめ

社団法人 東海電友共済会

東海電友共済会の退職金共済制度とは

東海電友共済会の退職金制度は、電気工事業者が自力で退職金共済制度を設けることが困難なために電気工事協同組合の援助のもとに、事業主の拠出を基礎とし、共済制度のかたちで運営する制度です。この制度は、電気工事業者の従業員に退職金を保証することによって、その福祉の向上をはかるとともに、すぐれた従業員が集まりにくいという悩みを解消し、経営改善の基礎づくりをすることを目的としています。

加入させる従業員（被共済者）

従業員は原則として全員加入させて下さい。ただし、次のような人は加入させなくてもよいことになっています。

- (1) 期間を定めて雇われている人
- (2) 季節的な仕事のために雇われている人
- (3) 試用期間中の人
- (4) 非常勤の人
- (5) パートタイマーのように労働時間の特に短い人
- (6) 休職中の人

また、事業主、役員、事業主と生活を一にする親族はこの制度に加入できませんが、従業員としての身分を併せもっている兼務役員は加入できます。

加入の手続き

加入の申込みは、本部・支部・支所の窓口に備えつけてある申込用紙に必要なことがらを記入し、窓口に提出して下さい。共済会が申し込みを承諾しますと契約が成立し、共済会では加入した従業員ごとの「退職金共済証」を支部・支所を通して契約者にお送りします。

新規採用者などの追加加入

すでに加入している企業で、新たに採用した従業員や加入もれの従業員がある場合には、いつでもこの制度に追加して加入させることができます。